

「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（二重下線は追加部分、下線は変更部分）

○「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」（20250710保局第1号）

改 正 後	現 行
特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和<u>63</u>年法律第<u>53</u>号。以下「オゾン層保護法」という。）第2条第2項で定める特定物質代替物質の同法第4条第1項に基づく製造数量の許可及び同法第6条に基づく輸入の承認・割当て等の運用を以下により行うこととする。 1. 総則 （1）～（3） （略） 2. 基本的運用 （1） （略） （2）<u>令和2（2020）</u>年以降の申請基準値及び削減率 <u>令和2（2020）</u>年以降の毎年の各事業者の申請基準値及び削減率は、次の式により算出する。 ①<u>令和2（2020）</u>年の申請基準値 <u>令和2（2020）</u>年の申請基準値＝平成<u>31（2019）</u>年の申請基準値×（1－α）	特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和<u>63</u>年法律第<u>53</u>号。以下「オゾン層保護法」という。）第2条第2項で定める特定物質代替物質の同法第4条第1項に基づく製造数量の許可及び同法第6条に基づく輸入の承認・割当て等の運用を以下により行うこととする。 1. 総則 （1）～（3） （略） 2. 基本的運用 （1） （略） （2）<u>平成32（2020）</u>年以降の申請基準値及び削減率 <u>平成32（2020）</u>年以降の毎年の各事業者の申請基準値及び削減率は、次の式により算出する。 ①<u>平成32（2020）</u>年の申請基準値 <u>平成32（2020）</u>年の申請基準値＝平成<u>31（2019）</u>年の申請基準値×（1－α）

削減率 α : $1 - \frac{8.25}{\sqrt{\text{令和2 (2020) 年度の使用見通し} / \text{平成23 (2011) \sim 25 (2013) 年の消費量実績の平均}}}$

令和2年(2020)年の申請基準値は削減率 α を3.8%とした。

②令和3(2021)～令和7(2025)年の申請基準値

n 年の申請基準値 = $n-1$ 年の申請基準値 $\times (1 - \beta)$

削減率 β : $1 - \frac{5}{\sqrt{\text{令和7 (2025) 年の使用見通し} / \text{令和2 (2020) 年の消費量実績の見通し}}}$

令和3(2021)年～令和7(2025)年の申請基準値は削減率 β を10.4%とした。

③令和8(2026)～令和11(2029)年の申請基準値

n 年の申請基準値 = $n-1$ 年の申請基準値 $\times (1 - \gamma_1)$

削減率 γ : 今後設定される令和11(2029)年の使用見通しにより、削減率 β と同様の考え方をういて算出。

削減率 γ_1 : $1 - \frac{4}{\sqrt{\text{令和7 (2025) 年の使用見通し} / \text{令和11 (2029) 年の消費量実績の見通し}}}$ で算出し、9.2%とする。

④令和12(2030)年以降の申請基準値

n 年の申請基準値 = $n-1$ 年の申請基準値 $\times (1 - \gamma_2)$

削減率 α : $1 - \frac{8.25}{\sqrt{\text{平成32 (2020) 年度の使用見通し} / \text{平成23 (2011) \sim 25 (2013) 年の消費量実績の平均}}}$

②平成33(2021)～37(2025)年の申請基準値

n 年の申請基準値 = $n-1$ 年の申請基準値 $\times (1 - \beta)$

削減率 β : $1 - \frac{5}{\sqrt{\text{平成37 (2025) 年の使用見通し} / \text{平成32 (2020) 年の消費量実績の見通し}}}$

③平成38(2026)年以降の申請基準値

n 年の申請基準値 = $n-1$ 年の申請基準値 $\times (1 - \gamma)$

削減率 γ : 今後設定される平成41(2029)年の使用見通しにより、削減率 β と同様の考え方をういて算出。

削減率 γ 2 : $1 - \sqrt[n]{\text{（令和11（2029）年の使用見通し／令和12（2030）年の消費量実績の見通し）}}$ で算出し、0%とする。

⑤令和13（2031）年以降の申請値

n 年の申請基準値 = $n - 1$ 年の申請基準値 $\times (1 - \delta)$

削減率 δ : 算定方法は今後決める予定

(3) 申請基準値への消費量実績の反映方法

各事業者について、直近過去3年間の申請基準値の平均と消費量実績の平均との乖離が、申請基準値の平均の2割に相当する数値を超えた場合には、当年の割当てに用いる申請基準値について過剰となる量を切り下げる。

この計算の際に用いる前年分の消費量実績は、申請時点での見込み値の使用を可能とするが、後に実績報告との整合を検証することとし、検証の結果、実績値を用いれば申請基準値の切り下げ対象であった場合は、翌年分の割当て審査で申請基準値の切り下げを検討する。

また、令和2（2020）年、令和3（2021）年分の申請基準値の計算において、消費量実績を反映する際には、平成31（2019）年の申請基準値を基に、次の式により、平成30（2018）年、平成29（2017）年に係る「みなし申請基準値」を算出し、それを用いて直近過去3年間の申請基準値の平均と消費量実績の平均との比較により切り下げを判断する。

(3) 申請基準値への消費量実績の反映方法

各事業者について、直近過去3年間の申請基準値の平均と消費量実績の平均との乖離が、申請基準値の平均の2割に相当する数値を超えた場合には、当年の割当てに用いる申請基準値について過剰となる量を切り下げる。

この計算の際に用いる前年分の消費量実績は、申請時点での見込み値の使用を可能とするが、後に実績報告との整合を検証することとし、検証の結果、実績値を用いれば申請基準値の切り下げ対象であった場合は、翌年分の割当て審査で申請基準値の切り下げを検討する。

また、平成32（2020）年、平成33（2021）年分の申請基準値の計算において、消費量実績を反映する際には、平成31（2019）年の申請基準値を基に、次の式により、平成30（2018）年、平成29（2017）年に係る「みなし申請基準値」を算出し、それを用いて直近過去3年間の申請基準値の平均と消費量実績の平均との比較により切り下げを判断する。

平成30 (2018) 年みなし申請基準値＝平成31 (2019) 年の申請基準値／ $(1-\alpha)$

平成29 (2017) 年みなし申請基準値＝平成31 (2019) 年の申請基準値／ $(1-\alpha)^2$

削減率 α : $1 - {}^{8.25}\sqrt{(\text{令和}2 (\text{2020}) \text{ 年度の使用見通し} / \text{平成}23 (\text{2011}) \sim 25 (\text{2013}) \text{ 年の消費量実績の平均})}$

(4) ～ (5) (略)

3. 例外的運用

(1) (略)

(2) 低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与
画期的に温室効果の低い製品（特定物質代替物質を含む低温室効果の混合冷媒等）の製造及び輸入を行う事業者に対する、インセンティブとしての追加的割当ては、当該低温室効果製品の安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、使用見通しを超えて、令和11 (2029) 年以降の我が国の削減義務達成に寄与するものを対象とする。

対象とする低温室効果製品は、上記の考え方を踏まえ、個別に事業計画を審査して判断することとする。その際の具体的な確認項目は、用途、従来製品と比べたGWP（地球温暖化係数）の低減効果、経済性、省エネ性、出荷の計画及び安全性等とする。

平成30 (2018) 年みなし申請基準値＝平成31 (2019) 年の申請基準値／ $(1-\alpha)$

平成29 (2017) 年みなし申請基準値＝平成31 (2019) 年の申請基準値／ $(1-\alpha)^2$

削減率 α : $1 - {}^{8.25}\sqrt{(\text{平成}32 (\text{2020}) \text{ 年度の使用見通し} / \text{平成}23 (\text{2011}) \sim 25 (\text{2013}) \text{ 年の消費量実績の平均})}$

(4) ～ (5) (略)

3. 例外的運用

(1) (略)

(2) 低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与
画期的に温室効果の低い製品（特定物質代替物質を含む低温室効果の混合冷媒等）の製造及び輸入を行う事業者に対する、インセンティブとしての追加的割当ては、当該低温室効果製品の安全性、経済性、健康影響等に配慮しつつ、使用見通しを超えて、平成41 (2029) 年以降の我が国の削減義務達成に寄与するものを対象とする。

対象とする低温室効果製品は、上記の考え方を踏まえ、個別に事業計画を審査して判断することとする。その際の具体的な確認項目は、用途、従来製品と比べたGWP（地球温暖化係数）の低減効果、経済性、省エネ性、出荷の計画及び安全性等とする。

従来製品と比べたGWPの低減効果に関する判断の目安として、以下の考え方を参考とする。なお、申請年における使用見通し相当値は、2020年度及び2025年度の使用見通しの結果から算出される値を指す。

①当該低温室効果製品の用途に関し、フロン排出抑制法第12条第1項に基づき、主務大臣が定める指定製品（以下「指定製品」という。）の製造業者等の判断の基準となるべき事項において目標値、目標年度が設定されている場合は、当該低温室効果製品のGWPが、下の式で計算される値を下回ること。

対象製品の目安GWP値＝（当該製品が用いられる指定製品の目標GWP値）×令和11（2029）年基準限度／目標年における使用見通し相当値

②指定製品の目標値、目標年度が設定されていない場合は、当該低温室効果製品のGWPが、下の式で計算される値を下回ること。

対象製品の目安GWP値＝（当該製品の用途における代表的な特定物質代替物質のGWP値）×令和11（2029）年基準限度／申請年における使用見通し相当値

割当て申請は、製造数量許可申請にあつては経済産業省が告示する製造数量許可の申請期間、輸入承認・割当ての申請にあつては輸入発表で定める申請受付期間内において受け付ける。また、この本申請に先立ち、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表することとするが、この事前申請は、当該年に係る基本的運用に基づく割当て内示手続きと同時に受け付け、審査、内示を行う。その上

従来製品と比べたGWPの低減効果に関する判断の目安として、以下の考え方を参考とする。なお、申請年における使用見通し相当値は、2020年度及び2025年度の使用見通しの結果から算出される値を指す。

①当該低温室効果製品の用途に関し、フロン排出抑制法第12条第1項に基づき、主務大臣が定める指定製品（以下「指定製品」という。）の製造業者等の判断の基準となるべき事項において目標値、目標年度が設定されている場合は、当該低温室効果製品のGWPが、下の式で計算される値を下回ること。

対象製品の目安GWP値＝（当該製品が用いられる指定製品の目標GWP値）×平成41（2029）年基準限度／目標年における使用見通し相当値

②指定製品の目標値、目標年度が設定されていない場合は、当該低温室効果製品のGWPが、下の式で計算される値を下回ること。

対象製品の目安GWP値＝（当該製品の用途における代表的な特定物質代替物質のGWP値）×平成41（2029）年基準限度／申請年における使用見通し相当値

割当て申請は、製造数量許可申請にあつては経済産業省が告示する製造数量許可の申請期間、輸入承認・割当ての申請にあつては輸入発表で定める申請受付期間内において受け付ける。また、この本申請に先立ち、事前審査を行うこととし、事前審査の受付期間等は別途、公表することとするが、この事前申請は、当該年に係る基本的運用に基づく割当て内示手続きと同時に受け付け、審査、内示を行う。その上

で、当該年の国の消費量枠に余裕がある場合には、当該年に入った後でも随時受け付け、先着順にて審査する。加えて、この割当て結果は基本的運用における申請基準値には影響を与えないものとして扱う。

なお、本割当てにより製造及び輸入される特定物質代替物質の用途は、審査時に認められた低温室効果製品の製造及び輸入に限定する。

(3) ～ (5) (略)

で、当該年の国の消費量枠に余裕がある場合には、当該年に入った後でも随時受け付け、先着順にて審査する。加えて、この割当て結果は基本的運用における申請基準値には影響を与えないものとして扱う。

なお、本割当てにより製造及び輸入される特定物質代替物質の用途は、審査時に認められた低温室効果製品の製造及び輸入に限定する。

(3) ～ (5) (略)